

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和8年（2026年）5月20日（水）

開会 午後2時

閉会 午後2時23分

場 所 東海市役所（302会議室）

2 出席委員（16人）

農業委員

1番 久野光洋

2番 樋 順一

3番 坂 康彦

4番 坂 真知

5番 荒谷 知

6番 加古勝巳

7番 蟹江永規

8番 太田錦臣

9番 澤木 眞

10番 早川峰子

11番 小島康嗣

農地利用最適化推進委員

北地区 土方秀永

北地区 小野剛憲

北地区 山中正直

南地区 大村泰誉

南地区 井村真道

3 欠席委員（2人）

12番 小野直之

南地区 今津英伸

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 竹内直広

統括主任 平松久知

主 任 菅家健司

主 事 林 美波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、5月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は11人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は5人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号6番 加古 勝巳委員、同じく7番 蟹江 永規委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第16号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第16号「農地法第3条(委員会)」1ページについて説明させていただきます。

件数は1件で、田327㎡です。

申請番号５９号は、経営規模拡大のための３条許可申請です。

以上です。

（会 長）

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号５９号について、大村委員お願いします。

（大村委員）

申請番号５９号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第１６号は許可することに決定いたしました。

（会 長）

日程４ 議案第１７号「農地法第５条（知事）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第１７号「農地法第５条（知事）」２ページを説明させていただきます。

件数は２件で、畑１，６９７㎡です。

申請番号６８号は、申請者は現在東海市及びその近隣で訪問介護を営んでおり、有料老人ホーム建設のための５条許可申請です。

農地区分は、第１種農地です。

申請番号７２号は、申請者は現在知多市八幡で管工事業を営んでいますが、事業拡大により現在使用している土地が手狭になったため、新たに土地を取得するための５条許可申請です。

農地区分は、第１種農地です。

いずれも許可要件を満たすため、許可できるものでございます。資力、信用等に

問題はございません。

以上です。

(会 長)

次に、富木島地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号 68 号について、山中委員お願いします。

(山中委員)

申請番号 68 号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

次に、養父高地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号 72 号について、蟹江委員お願いします。

(蟹江委員)

申請番号 72 号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案第 17 号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程 5 議案第 18 号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第 18 号「生産緑地法従事者証明」3 ページをご説明させていただきます。

件数は 1 件で、畑 748 m²です。

申請番号 7 1 号の買取理由は、主たる従事者の死亡によるもので、死亡前は農業に従事していたものです。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第 1 8 号は原案のとおり証明することにいたしました。

日程 6 報告第 1 6 号「取消、取下及び訂正」から、日程 9 報告第 1 9 号「農地法第 5 条（届出）」までの 4 件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第 1 6 号「取消、取下及び訂正」4 ページを説明させていただきます。

件数は 2 件で、畑 3 1 3. 5 6 m²です。2 件とも、該当条項等は 5 条届出の取消しです。

申請番号 2 7 号は、譲受人が変更になったため取消しするものです。

申請番号 7 - 4 6 2 号は、法務局に提出の際に、届出地が不明確との指摘を受けたことにより取消しするものです。

続きまして、報告第 1 7 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」5 ページから 7 ページを説明させていただきます。

件数は 6 件で、田 1, 8 1 8 m²、畑 4, 8 4 5 m²の合計 6, 6 6 3 m²です。相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はありません。

続きまして、報告第 1 8 号「農地法第 4 条（届出）」8 ページを説明させていただきます。

件数は2件で、田353.35㎡、畑176.45㎡、合計529.80㎡です。
転用目的は、駐車場1件、住宅建築1件です。

続きまして、報告第19号「農地法第5条（届出）」9ページから10ページを説明させていただきます。

件数は、所有権移転が3件、使用貸借権が1件で、田283㎡、畑1,519㎡の合計1,802㎡です。

転用目的は、宅地分譲1件、戸建住宅1件、住宅建築1件、住宅建築用地1件です。

以上です。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

申請番号7-462号は、どういう意味なのか。

（事務局）

転用の申請場所が土地の一部であり、法務局より場所が特定できないとの指摘を受け、分筆後再度申請するため取消しとしたものです。

（澤木委員）

申請番号67番について、神奈川県の人であるが耕作は大丈夫か。

（事務局）

本人に確認しましたが、自ら耕作するとのことでした。

（会 長）

御質問、御意見もないようですので、日程6 報告第16号「取消、取下及び訂正」から、日程9 報告第19号「農地法第5条（届出）」までの4件を終了いたします。

（会 長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局統括主任平松久知が作成したものを、事務局長竹内直広が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久 野 光 洋

署名委員 加 古 勝 巳

署名委員 蟹 江 永 規